

報道発表資料

令和6年8月7日
独立行政法人国民生活センター

国民生活センターをかたるニセの電話やハガキにご注意ください —国民生活センターが個人情報の削除をしたり、消費者にハガキを送ることはありません—

国民生活センターを名乗る者から「あなたの個人情報が漏れているので、削除してあげる」という電話がかかってきたという相談が、全国の消費生活センター等に寄せられています。また、国民生活相談センターという機関から、『紛争問題確認通知』等と書かれたハガキが届いたという相談も寄せられています。

国民生活センターが、「個人情報を削除してあげる」という電話をすることは絶対にありません。また、「紛争問題確認通知」のようなハガキ(次頁)を消費者に送付することは絶対にありません。

このような不審な電話や通知書を受け取っても、**対応せず無視**してください。お金を要求される等、不審な点や不明な点があれば、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

相談事例

【事例1】 国民生活センターの職員を名乗る者から電話がかかってきた。「大手通販サイトや国際団体に個人情報が漏洩している。こちらから削除依頼をすることができる」と言われたので、削除を依頼した。このあとも再度電話がかかってくるようだ。国民生活センターでは本当にこのようなことをしているのか。

(2024年7月受付 契約当事者：60歳代 男性)

【事例2】 国民生活センターと似た名前の機関から「紛争問題確認通知」というハガキが届いた。訴訟になるというようなことが書いてあるが、本当か。

(2024年5月受付 契約当事者：70歳代 女性)

図 実際に届いたはがき

紛争問題確認通知

令和6年 記号番号 (■) ■■■■■

この度ご通知致しましたのは、貴方が契約者として登録されている当該会社への未納料金（契約不履行）に対して管轄裁判所が訴状申請を受理された事をここに通知致します。

訴訟内容や取り下げについてのご相談は担当職員が詳細をお調べ致しますので記号番号をお伝え下さい。

回線が混み合う事がありますので予めご了承下さい。

尚、このままご連絡無き場合、管轄裁判所から口頭弁論呼出状送達後に出廷となります。又、記憶に無いからとそのまま放置された方が執行官立会いのもと給料や財産の差押さえをされる事例が御座いましたので、十分ご注意ください。

※万が一身に覚えが無い場合、早急にご連絡をお願いします

相談窓口 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

03-■■■■■

〒114-0024 東京都北区西ヶ原 ■■■■■

国民生活相談センター

※このほか、「消費者問題確認通知」というハガキも確認しています。